

令和8年8月31日

白井市長
笠井 喜久雄 様

白井市市民参加推進会議
会長 吉井 信行

白井市市民参加条例の検証、見直しに関することについて（答申）

令和7年6月13日付け白市活第102号で諮問のありました白井市市民参加条例の検証、見直しに関することについて、別添のとおり審議の結果及び提言を答申します。

第7期（令和5年度～令和8年度）

市民参加推進会議

会 長	吉井信行	副会長	岡澤和枝
委 員	稲葉知恵子	竹内彩乃	大嶋信太郎
	折原圭太	増子直文	

1 答 申

白井市では、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう平成16年に市民参加条例を制定しています。

条例制定から20年以上が経過し、時代の変化にあわせた市民参加の方法等について検討するため、第7期市民参加推進会議は、令和7年6月13日に「白井市市民参加条例の検証、見直しに関する事」について諮問を受け、審議を行いました。

本審議会では、県内外における他市の市民参加条例との比較や市条例に位置づけの無い取組事例等の確認を踏まえ、実施機関の拡大に関する事、市民参加の対象に関する事、新たな市民参加の手法、市民参加の事前周知及び結果公表に関する事などについて、市民参加条例の見直しの方向性を議論し、答申を取りまとめました。

白井市においては、この答申をもとにパブリック・コメント等により市民の意見を反映した上で条例改正等を行い、より一層の市民参加の推進に努められることを期待します。なお、デジタル技術の活用等により新たな市民参加の手法が増えていくことから、市民参加の推進に係る取組については積極的に検討をすることとしてください。

2 白井市市民参加条例の見直しに関する提言

白井市市民参加推進会議での白井市市民参加条例の検証、見直しに関する検討結果を踏まえ、市民参加がより推進されるよう以下のとおり提言します。

(1) 市民参加の実施機関の拡大について

今後、市民参加の対象となる事業が生じる可能性を鑑み、市民参加の実施機関に選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を加えることとしてください。

(2) 市民参加の対象について

議会案件となる事項については、広く市民の意見を取り入れる必要があるため、憲章及び宣言の策定又は改定を市民参加の対象に加えることとしてください。

また、公共の用に供される大規模な施設については1億5千万円以上の工事を要する公の施設とすることが妥当であると考えます。

(3) 意見及び結果の公表、事前周知の公表について

市民参加における意見及び結果の公表、事前周知については、情報公開コーナー、図書館、市ホームページで必ず実施することとし、その他の方法として市広報やSNSなども活用して実施するようにしてください。

(4) 既存の市民参加の方法の変更について

審議会等の委員の市民公募については、従来の自薦に無作為抽出公募委員候補者登録制度を加えることとしてください。

パブリック・コメントの意見提出期間は、行政手続法に準じ30日以上としてください。

(5) 市民参加推進会議の再任規定について

市民参加推進会議の委員における識見を有する者については、多くの市民の市政への参加を促すという意図に該当しないため、再任の回数を制限しないこととしてください。

【参考】白井市市民参加条例の検証、見直しに関する検討内容

市民参加推進会議では、白井市市民参加条例の見直しに係る審議を行い、改正の方向性を整理しました。

1 実施機関の拡大に関すること

市民参加の実施機関に選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を加えることが適当である。

【現行条例】

市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）及び教育委員会を実施機関と定めている。

【市民参加推進会議の意見】

白井市市民参加条例第6条第1項に規定する市民参加の対象となる事業について、選挙や農業等の市民生活に関連する事項に市民の意見を反映することは必要であると考えため、今後、条例の対象となる事業を実施する可能性を鑑み、実施機関に加えることが適当である。

2 市民参加の対象に関すること

憲章及び宣言を新たに市民参加の対象に加えることが適当である。一方、制度については、市民参加を実施する計画等に基づき制定されるものであること、また、市民参加の対象が増加することに伴う市民の負担の増加が懸念されるため、市民参加の対象とはしないことが妥当である。

【現行条例】

法令に特別の定めがある場合を除き、次の行政活動を市民参加により行うことと定めている。

- （１）市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （２）市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
- （３）市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- （４）市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- （５）市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は改定
- （６）その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

【市民参加推進会議の意見】

憲章や宣言は達成すべき「共通の基準」や「目標」を掲げるものであり、市民に義務を課す又は権利を制限するようなものではないが、議会案件となる事項については、広く市民の意見を取り入れる手続きとして市民参加を実施することが適当である。

一方、制度については、市民参加の対象となる計画等に基づき制定されるものであることから、改めて市民参加を実施しなくとも市民の意見を反映できると考えられること、また、制度を市民参加の対象とすることで対象事業が大幅に増加し市民の負担が増加する恐れがあることから市民参加の対象としないことが妥当である。

公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は改定の対象を、1億5千万円以上の工事を要する公の施設とすることが適当である。

【現行の条例】

市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は改定を市民参加の対象としており、「市民の公共の用に供される大規模な施設」の明確化がなされていない。

【市民参加推進会議の意見】

大規模な施設については、議会の議決に付すべき案件に準じた基準とし、公共の用に供される施設については、地方自治法第244条第1項に定められる公の施設とすることが適当である。

3 意見及び結果の公表、事前周知について

情報公開コーナー、図書館、市ホームページの全てで必ず意見及び結果の公表、事前周知を行うこととし、その他の方法として、市広報やSNSの活用など状況や対象に応じて柔軟に公表や周知が実施できるような体制とすることが適当である。

【現行の条例】

市民参加の実施にあたり、事前周知の内容は明記されているが、その方法については明記されていない。

意見の公表においては、提出された意見の内容及び提出された意見に対する検討結果及びその理由を市の情報公開コーナーへの配置、市の広報誌への掲載、市のホームページへの掲載、その他効果的に周知できる方法のいずれかによる公表を行うことと明記している。

市民参加の結果の公表については、パブリック・コメント以外の方法における内容は明記されているが、その方法については明記されていない。

【市民参加推進会議の意見】

紙面で情報を得られる場となる情報公開コーナーや図書館は高齢者等には必要であり、多くの人に情報を届けるためには市ホームページを含めたこの3か所での実施が最低限望まれる。

その他の周知及び公表の方法については、SNSの活用など時代に合った方法での実施や事業内容に合わせた各センターや公民館での掲示、全戸配布となっている市広報への掲載などを柔軟に組み合わせて効果的な実施ができることが望ましい。

4 新たな市民参加の方法について

市民会議、公聴会、直接請求以外の署名、市民政策提案手続については、市民参加の方法として条例に規定せず、市民参加の方法は現行のままとすることが適当である。

【現行の条例】

審議会等、パブリック・コメント、アンケート調査、意見交換会、ワークショップ、住民投票、その他の市民参加の方法を定めている。

【市民参加推進会議の意見】

市民が主体となる市民会議、直接請求以外の署名及び市民政策提案手続については、条例上の市民参加の対象となる事業について意見を募集するものではないため、本条例の趣旨にはそぐわないと考える。

公聴会については、市民や利害関係者、学識経験者等から意見や知識を聴取するものであり、審議会やその他の方法としての専門家へのヒアリング等にて同様の効果が期待できるため、条例への明記は不要と考える。

5 既存の市民参加の方法の変更

(1) 審議会等

① 審議会等の市民公募委員の選定について

市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めることが適当である。

【現行の条例】

審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めること、また、応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならないと定めている。

【市民参加推進会議の意見】

若い世代や女性など多様な市民の市政への参加を促すことを目的とし、無作為抽出公募委員候補者登録制度は既に多くの市の事業で活用されていることから、条例に位置付け、継続して実施していくことが適当である。

②オンライン会議及びオンライン傍聴について

オンライン会議については現状の運用状況、オンライン傍聴についてはリスク管理の観点から、条例に規定しないことが適当である。

【現行の条例】

オンライン会議及びオンライン傍聴については条例で規定されていない。

【市民参加推進会議の意見】

オンライン会議については、既に多くの審議会等で運用されており、来場できない人はオンラインで参加できる状態が維持できるのであれば条例での規定は不要であると考える。

オンライン傍聴については、審議会等の委員への誹謗中傷、炎上等のリスクがあること、そのようなリスクがあることで公募委員になること自体のハードルが高くなることが懸念されることなど、運用に向けた課題が多いことから、現時点では条例に規定しないことが適当である。

(2) パブリック・コメント

①パブリック・コメントの提出期間について

パブリック・コメントの意見提出期間を行政手続法に準じ、「2週間以上」から「30日以上」に変更すべきである。

【現行の条例】

実施機関はパブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならないと規定している。

【市民参加推進会議の意見】

行政手続法第39条「意見公募手続」により、30日以上と規定されているため、市民参加で実施するパブリック・コメントにおいても、その基準に準じるべきである。

6 市民参加推進会議の委員の再任規定について

市民参加推進会議の委員の再任について、識見を有する者については1回限りの再任要件をなくすことが適当である。

【現行の条例】

市民参加推進会議の委員は、1回に限り再任されることができると規定されている。

【市民参加推進会議の意見】

市民については、市政に多くの市民が参加すること、断続的な審議等を実施する場合があることから委員の再任を1回限りとしているが、識見を有する者については、この意図が該当しないことから、再任回数を限定する必要はないと考える。